

1. 申請の方法

当該製造所、貯蔵所又は取扱所について危険物の流出その他の事故が発生したときは、速やかに届出ること。

ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第23条に規定する異常現象については、堺市石油コンビナート等災害防止規則（平成20年規則第119号）第13条により報告すること。

2. 事故発生届出書の記載方法等**(1) 記載要領**

記載要領は、第2編（P76）を参照すること。

提出部数は、1部提出すること。

(2) 関係図書

- ① 工場配置図
- ② 発生場所の配置図
- ③ 事故の状況
- ④ 今後の対策
- ⑤ その他必要な図書